

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月14日

京都市長 門川大作

京都市規則第20号

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「雑所得等の金額」の右に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第7項（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第6条第1項第2号中「という。）」の右に「その他医療費の支給を受けようとする者と生計を一にする者（以下「主たる生計維持者等」という。）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 医療費の支給を受けようとする者にその者と生計を一にしない同居者がある場合にあっては、その同居者の氏名及び連絡先

第6条第2項第1号中「主たる生計維持者の前年」を「主たる生計維持者等の前年」に、「に該当するときは」を「の適用を受ける主たる生計維持者にあっては」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前項第3号に規定する同居者がある場合にあっては、その同居者と生計を一にしないことを証する書類

第13条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当するとき」を「交付申請書又はその添付書類の記載事項に変更を生じたとき（次条第1項又は第2項に規定する場合を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「受給者証」の右に「及び第6条第2項第3号に規定する書類（受給者が生計を一にしない者と同居することとなった場合に限る。）」を加え、同条第3項を削り、同条第4項中「又は前項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第17条を第18条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1条を加える。

(喪失の届出)

第14条 受給者又はその保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 条例第2条第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 条例第2条第2項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなったとき。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者又は受給者の保護者は、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載した喪失届に受給者証を添えなければならない。

- (1) 受給者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 喪失の理由及び年月日
- (3) その他市長が必要と認める事項

4 市長は、第1項及び第2項の届出に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。
別記様式（表面）備考以外の部分中

「

生	年	月	日	年	月	日	※
---	---	---	---	---	---	---	---

を

「

生	年	月	日	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

に改め、同様式（表面）

備考を削り、同様式（裏面）注意事項2中「組合員証」の右に「（電子資格確認（京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第1条各号に掲げる法律に規定する電子資格確認をいう。）による場合には、個人番号カード）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定及び第17条を第18条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に1条を加える改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（以下「改正

後の規則」という。) 第5条第1項の規定は, 令和4年8月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し, 同日前に受けた医療に係る医療費については, なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 従前の様式による用紙は, 市長が認めるものに限り, 当分の間, これを使用することができる。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)